

国内外他都市と連携した観光まちづくり推進支援事業費補助金交付要綱

28産労観振第968号

平成29年3月31日

(通 則)

第1条 国内外他都市と連携した観光まちづくり推進支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、区市町村及び観光協会等が行う新たな国内外他都市と連携した取組に対し、必要な補助金を交付することにより、多種多様な強みや魅力を持つ各都市との連携を通じて、観光客誘致の促進及び地域活性化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「国内外他都市」とは、日本国内における東京都外の普通地方公共団体及び日本国外の地方公共団体をいう。
- (2) 「国内外他都市と連携した取組」とは、都内区市町村又は観光協会等が国内外他都市と連携して実施する観光客誘客の促進及び地域活性化を図る取組のうち新たな事業で、別表1に掲げるものをいう。
- (3) 「区市町村」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。
- (4) 「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう。
- (5) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、本事業を行う都内区市町村又は観光協会等をいう。
- (6) 前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるものは、補助事業者としない。

(補助金の交付対象)

第4条 この補助金は、補助事業者が別表1に掲げる事業を行うために必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

- 2 補助事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は助成限度額1千5百万円のいずれか低い金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の規定による補助金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (3) 交付決定に当たって、知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。
- 2 知事は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第4号様式により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第5号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認を行う場合は、別記第6号様式により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第7号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

- 第14条 知事は、前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、速やかに別記第8号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 第11条第1項の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

- 第16条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第9号様式により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第17条 前条第1項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第15条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の支払等)

第18条 知事は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第10号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第11号様式により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第22条 第19条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第20条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者が納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

ならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第25条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第26条 補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について検査させた場合、又は報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第27条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 2 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、別記第12号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りでない。
 - 4 知事は、前項の規定により取得財産等の処分等を承認した場合において、補助事業者に当該取得財産等の処分等により収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第28条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第29条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。